

【参考資料】

板橋区立志村第二中学校

危機管理マニュアル

【震災編のみ抜粋】

本資料は、学校保健法第29条に基づき、〇〇学校で策定している「危機管理マニュアル」のうち、震災編のみ抜粋したものと
なります。板橋区立学校では、子どもたちが在校時において、震
度5弱以上の地震が発生した際には、原則として保護者に引き渡
すことになっています。本資料の公開にあたっては、学校と地
域、保護者の皆様が震災発生時の対応について共有することで、
子どもたちの安心・安全確保につなげていくことを目的としてい

第4章 震災対策

第1節 震災予防計画

(震災予防計画)

第29条 各自主点検検査班及び火元責任者は、地震による災害を予防するため第2章各節の点検検査と合わせて建物及び諸施設等の点検を毎月第1火曜日に行うものとする。

2 点検検査は、次の事項に留意し実施するものとする。

- (1) 建物及び建物に付随する工作物（スピーカー等）の倒壊、落下危険の有無
- (2) 戸棚、ロッカー、昇降口の下駄箱等の転倒危険の有無
- (3) 高所に不安定な物品を置く場合の落下防止装置の確認
- (4) 窓ガラスのひび割れ及び天井、ひさし等の危険箇所の有無
- (5) 理科室の薬品、実験器具による火災を防止するための装置の適否（例えば、強酸類は砂箱に、危険物保管庫に、その他の引火性発火性薬品は転倒しないセパレート型の箱に入れてあるか。）
- (6) 理科室の化学消火器及び乾燥砂の状況の適否

3 通学路の危険箇所の有無

(地震後の安全措置)

第30条 各火元責任者は、担当区域内の生徒の安全と教室内の窓及び天井等の安全確認及び火気使用器具（ストーブ等）の異常の有無を点検する。（被害をもたらさない地震の場合においても同様とする。）

2 各点検検査班は、地震後校舎全般にわたり、建物、火気使用設備器具及び消防用設備等について

点検検査を実施、異常の有無を防火管理者に報告する。

3 防火管理者は、火気使用設備器具についての各報告に基づき安全を確認した上で使用供給の開始を指示する。

(震災に備えての準備品)

第31条 震災に備え、次の品目を常に持ち出せるよう準備しておくものとする。

食料・飲料水	防災倉庫	医薬品・担架	保健室
携帯用ラジオ	防災倉庫	携帯用照明器具	事務室
携帯用拡声器	職員室	メガホン	職員室
毛布	防災倉庫	生徒名簿	職員室
ロープ	防災倉庫	緊急連絡網	職員室
警笛	防災倉庫		

(下校計画の作成)

第32条 防火管理者は、各担当教師をして、震災時に生徒を地域別に下校させる計画を作成し、帰宅

経路等を明確にしておくものとする。

2 年度当初、保護者に対して学校緊急メールを配信できるようにしておくものとする。

(避難場所の指定)

第33条 避難場所及び避難経路は次のとおり指定しておくものとする。

避難場所	所在及び名称	集結場所
第二次避難場所	校庭	校庭中央・校舎の反対側とし、朝礼のとおり整列する。
第三次避難場所 (広域避難場所)	小豆沢球場	小豆沢球場
避難経路	徒歩 0.8km	

第2節 災害応急計画

(地震時の活動)

第34条 地震時の活動は、第3章各節によるほか次によるものとする。

(1) 授業中に地震が発生した場合の基本的行動

措置区分	学校長等の基本行動	教師の基本行動
第1次措置	○火気使用器具の始末をすると共に初動体制に必要な指示・命令を行う。	※地震発生と同時に生徒を机の下などに頭をかくさせ本部からの指示を待つ。 ※火気使用器具の始末を行う
第2次措置	○校舎及び周囲の状況を確認し、避難開始の命令を校内放送及び口頭で行う。	※教室内外の状況を確認し、避難の準備を行う。 ※屋外へ避難命令を受けた場合は、生徒に防災措置をとらせ避難通路に従い避難を開始する。
第3次措置	○避難終了の確認を行うとともに第二次避難場所への動向を判断する。	※出席簿、生徒引き渡しカードを携行し、校庭へ避難完了後人員点呼を行い異常の有無を本部へ報告する。

(2) 休憩中地震が発生した場合の基本行動

措置区分	学校長等の基本行動	教師の基本行動
第1次措置	○火気使用器具の始末を行うとともに本部員以外の者は校庭及び体育館等に急行し生徒の安全処置を講ずる。	※地震発生と同時に教室に直行し、机の下に入るように指示するとともに出口を確保する。 ※火気使用器具の始末をする。
第2次措置	○本部員は全生徒及び校舎の被害状況を把握すると共に、その状況に応じた必要な措置命令を行う。 ○本部員以外の者は、状況により生徒に教室に戻るよう指示する。	※地震終了後、混乱を静め人員を確認し、教室にいない生徒を調べる。 ※生徒が全員教室に戻ったかどうか、また負傷者の有無を確認し、その処置を行う。 ※その後の行動について本部からの指示を待つ。
第3次措置	○授業中に準じて行う	※授業中の避難に準じて行う

※本部員とは・・・隊長（校長）、副隊長（副校長）、指揮係をさす。

(避難行動)

第35条 避難行動は、次により行うものとする。

- (1) 生徒が机の下に身を防いだ時点で防護処置をとらせ避難行動を容易に行えるようにする。
- (2) 校舎外へ避難開始は、周囲の状況によるが、原則として本部の命令により行うものとする。
- (3) 校舎外への避難方法は、校舎の一部倒壊等による出入口の閉鎖及びその他の危険性がある場合は避難経路を即時に判断して行う。それ以外は第24条に定める経路に従い行うものとする。
- (4) 広域避難場所への避難開始は、公共機関の避難命令及び校長の判断により避難を開始する。
- (5) 広域避難場所への避難は、ロープを使用し、隊列を組み、学級担任と担任以外の教師は隊列の左右に適宜に位置し事故防止に努める。
- (6) 広域避難場所への避難が完了した場合は、区教育委員会に報告する。
- (7) 避難時における装備に携行者は、次のとおりとする。

装 備 名	携 行 者	用 途
担架	応急救護係	負傷者を搬送する

医薬品	応急救護係	応急手当用
メガホン	学級担任教師	避難時の統率を図るため使用する
携帯ラジオ	通報連絡員	情報収集用
重要書類等	本部員・搬出係	非常持ち出し品の搬送、管理
毛布	応急救護係	傷病者の救急用具として使用
携帯用拡声器	本部員及び学年主任	避難時の統率を図るため使用
食料・飲料	栄養士等	避難場所での非常食

(生徒の引き渡し)

第36条 学級担任は、生徒を家族に引き渡す場合、原則として広域避難所において引き渡しカードにより確認し、必ずチェックしてから行うものとする。また、学級担任不在の場合は学年主任がこれを代行する。

第3節 避難所計画

(避難所の開設)

第37条 避難所の開設及び閉鎖については、区災害対策本部の指示により行う。また、被災状況等により当該校に避難所が開設されていない場合でも、区内の他校に避難所が開設された場合には、各学校間で応援態勢をとることとし、別途区教育委員会からの指示により応援協力を行うものとする。

(避難所運営担当)

第38条 学校長を避難所長とし、運営業務は避難所班(区職員)が担当する。区職員の態勢が整うまでは、各学校の教職員が公務としてこれを支援する。

- (1) 避難所班と所属教職員との打ち合わせを定期的に行い、避難所運営について事前協議を行う。
- (2) 教職員の初動態勢・区の地域に震度5弱以上の地震が発生した場合には、
 - ① 家族、家屋の安全確認後、速やかに学校に出勤する。
 - ② 早期にかけつけられる教職員を中心に初期対応を行う。
 - ③ 建物倒壊、交通規制等のため出勤が不可能な場合には、その旨、連絡を取る。
 - ④ 交通機関が原因で長期間出勤ができない場合は、学校長の許可を得て、居住地の学校 避難所等でボランティア活動に取り組む。

(3) 教職員の業務

教職員の本来的業務は生徒の安否確認、校内の危険物除去等の環境整備、通学路の点検確認等にあるが、避難所の運営は支援業務として、これを行う。

(4) 地域、保護者との連携

近隣協力員、消防団員、町会役員、青健委員、保護者などの協力をあおぎ、避難所運営が円滑に行われるようにする。

(避難所運営組織)

第39条 避難所開設、運営に関わる組織は次のとおりとする。

- (1) 学校長を避難所長とし、副校長を副避難所長とする。
- (2) 学校長が不在の場合は、副校長が校長の職務を代理する。学校長と副校長がともに不在の場合は予め指定した教職員が校長及び副校長の職務を行う。
- (3) 以下の担当については、避難所班の活動が軌道に乗るまで、教職員が緊急かつ短期的に従事する。
 - ① 庶務担当を置き、被害調査、避難者の受け入れ、避難者組織の編成、記録作成情報収集、情報伝達、その他を行う。
 - ② 施設担当を置き、危険箇所の点検、整備、清掃、環境衛生の管理に努める。
 - ③ 物資担当を置き、備蓄品の管理、配分、寝具等の物資の受払い等を行う。
 - ④ 給食担当を置き、避難者への給食の提供を行う。
 - ⑤ 救護担当を置き、避難者や生徒の救護にあたる。

(避難所運営業務)

第40条 避難所開設、運営に関する業務内容は次のとおりである。

- (1) 避難所長は避難所班の区職員及び所属の職員を指揮し、避難所の管理・運営を統括する。副避難所長は、避難所長を補佐する。
- (2) 庶務担当 (副校長を含める)
 - ① 施設を点検し、被害状況をまとめる。
 - ② 職員の初動態勢をつくる。(招集、役割分担)
 - ③ 立ち入り禁止場所を指定する。
 - ④ 水、電気、ガス、電話の点検確保を行う。
 - ⑤ 校庭を一般車両進入禁止とし、使用について割り振る。(テント、トイシ、炊飯場、物資の一時置き場など)
 - ⑥ 避難者受け入れ場所を指定し、表示する。
 - ⑦ 避難者を受け入れ、避難者名簿を作成する。名簿を入口に掲示する。
 - ⑧ 避難者の組織編成(適当な人数ごとに班を編成し班長を決める)及び収容場所割り振る。
 - ⑨ 避難所長、避難者の代表及び区職員で編成する避難所運営協議会を設置し、避難所運営等について定期的に打ち合わせる。
 - ⑩ 避難者に対して予め定めた方法(校内放送、掲示等)により、定期的に情報を伝達する。
 - ⑪ 避難所開設日誌を作成する。
 - ⑫ 避難収容状況、給食状況を災害対策本部に報告する。状況報告は、8時、12時、18時現在を記録し、それぞれの時刻に行う。
 - ⑬ 問い合わせへの対応、広報、相談業務を行う。

- ⑭ 派遣されたボランティアへの連絡調整、支援を行う。（派遣元はボランティアセンター：情報処理センターの6階に設置）
- ⑮ 避難所班の追加派遣が必要な場合は、災害対策本部に避難所班の第二次派遣について要請する。
- ⑯ 近隣の住宅避難者へ救援物資を輸送する。

※ 避難者名簿、⑪避難所開設日誌、⑫避難収容状況 の書類については、防災備蓄倉庫に配備されている。

（3）施設担当

- ① 危険箇所の除去作業。（特にガラスの大量散乱）
- ② 環境整備、施設設備の補修を行う。
- ③ 清掃、ゴミ集めなど。
- ④ トイレ排水用水を運搬する。

（4）物資担当

- ① 防災備蓄倉庫の備蓄品の管理、設置及び提供を行う。
- ② 送付される食料品、寝具等、物資の受払を行う。
- ③ 物資の受払簿の作成を行う。
- ④ 飲料水を確保する。（非常用井戸、プール水濾過）

（5）給食担当

- ① 給食施設等を利用し、避難者へ給食を提供する。
- ② 救助食料は、第一にアルファ化米、乾パン、クラッカーを当てる。
- ③ 給食は朝8時、昼12時、夕方18時に実施し、同時刻を過ぎて避難した者に対して原則として次の給食から提供する。

（6）救護担当

- ① 避難者、生徒の救護を行う。
- ② 派遣された医療救護班及び医療ボランティアとの連絡調整を行う。

（避難所用提供施設）

第41条 避難所用提供施設について

（1）一般用としては開設

- ① 体育館
- ② 校庭
- ③ 一般教室（授業再開のため、一定数の教室は確保しておく）
- ④ 避難者数が多いときは、危険度の少ない特別教室から順に開設

（2）職員等に開設

- ① 格技室
- ② 体育管理室

（3）一般用としては非開設

① 管理スペースとして校長室、職員室、事務室、主事室、給食調理室、理科室、技術

室、調理室、視聴覚室など。

② 医療活動、カウンセリングのためのスペースとして保健室

③ 病人、高齢者への一時的スペースとして相談室

④ 給食活動等のスペースとして給食室、主事室

(非常用設備・備蓄品)

第42条 本校における非常用災害設備、備蓄品は次に掲げるとおりである

(1) 自家発電設備・・・消防法令の規制のため、備蓄倉庫で燃料の備蓄はできない。
災害時は、都石油業協同組合板橋支部及び

加盟15社から提供される。

(2) 防火井戸・・・飲料水の供給地点が、区内のどの地点からも2km以内に配置されている。防災マップで確認する。

(3) プール水・・・生活用水は、給水拠点から確保する。

(4) 防災備蓄倉庫・・・備蓄物資現在数一覧で確認

品名		品名	
サバイバルフーズクラッカー		コードリール	
カンパン		強カライト（ラジオ付き）	
アルファ米		サーチライト	
毛布		テント	
敷物（防水シート）		電気メガホン	
タオル		家庭倒壊用防水シート	
ミヤハラバーナー		仮設トイレ	
金網ざる		トイレットペーパー	
計量カップ		工具セット	
炊飯袋		災害用医療資材7点セット	
水袋（3ℓ）		多人数用救急箱	
飲料水用ポリタンク		担架ベッド	
非常用濾過器		松葉杖	
発電機			

■ 緊急地震速報が放送された場合の職員の対応について

(1) 児童や生徒等がいる場合

- ・ 児童や生徒に、素早く机の下にもぐるよう指示してください。

- 近くに頭を隠せるような机等がない場合は、落下物等の危険の少ない安全な場所に誘導し、頭を保護しつつ、揺れに備えて身構えるよう指示してください。
- 大きな揺れが収まった後、建物の被害状況や周囲の状況に応じて、校庭や近隣の公園等へ避難誘導を行ってください。

＜呼びかけ例＞

「机の下にもぐりなさい。危ないところから離れ、体を低くして、頭を守りなさい。」

- ※ 職員の呼びかけに反応できない乳児等がいる場合は、事前に検討しておいた、落下物等の危険の少ない安全な場所へ、職員が直接誘導を行ってください。

(2) 区民等の施設利用者がいる場合

- 施設利用者があわてて行動し、出口や階段などに殺到することがないように呼びかけてください。
- 事前に検討しておいた、落下物等の危険の少ない安全な場所に誘導し、頭を保護しつつ、揺れに備えて身構えるよう呼びかけてください。
- 大きな揺れが収まった後、建物の被害状況や周囲の状況に応じて、施設利用者の避難誘導を行ってください。

＜呼びかけ例＞

「ただいま、緊急地震速報が発表されました。あわてず、落ち着いて危険な場所から離れ、姿勢を低くして、頭を保護してください。」

(3) 周囲に施設利用者等がなく、自らの安全を確保する場合

- 頭を保護しながら、丈夫な机の下等に潜り、揺れに備える姿勢を取ってください。近くに頭を隠せるような机等がない場合は、落下物等の危険が少ない場所で低い姿勢を取り、揺れに備えてください。
- あわてて外に飛び出そうとしないでください。
- エレベーターは利用しないでください。既にエレベーターに乗っていた場合は、全ての階のボタンを押し、最寄りの停止階で速やかに降りてください。
- 大きな揺れが収まった後、建物の被害状況や周囲の状況に応じて、避難行動を開始してください。